

栃木県外来医療計画（仮称）（案）（概要版）

1 外来医療計画の基本的な事項

（1）計画策定の趣旨

- ・地域ごとの外来医療機能の偏在及び医療機器の配置状況等を可視化して、偏在是正等につなげる。
- ・地域において充実が必要な外来機能や機能分化・連携の方針等についても、地域ごとに方針決定を行う。

（2）計画の期間

- ・令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの 4 か年計画とする。
- ・令和 6（2024）年度以降は、3 年ごとに計画の見直しを行う。

2 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

（1）外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設置

- ・二次保健医療圏ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者等との協議の場において、外来医療機能の偏在・不足等への対応等について協議を行い、その結果を公表する。

（2）外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- ・医療ニーズや患者の流出入等の要素を勘案した人口 10 万対診療所医師数を用いて、外来医師偏在指標を算出する。
- ・外来医師偏在指標の値が全二次医療圏（335 医療圏）の中で上位 33.3%に該当する二次医療圏を外来医師多数区域と設定する。本県では、宇都宮二次保健医療圏が外来医師多数区域に該当する。

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛	全国
指標	81.4	99.0	107.5	98.1	95.8	93.3	106.3
全国順	275	154	100	160	176	199	

（3）地域で不足する外来医療機能の検討と新規開業希望者への対応等

- ・新規開業希望者に対しては、開業に当たっての事前相談や届出様式を入手する機会に、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や外来医療に関する情報提供を行い、外来医師多数区域での新規開業については、外来医師の偏在の状況を十分に踏まえた判断を促す。
- ・外来医師多数区域での新規開業者には、地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めることとし、協議の場において合意の状況を確認する（届出様式に、地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設けることを想定）。
- ・地域で不足する外来医療機能については、「夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制」、「在宅医療の提供体制」、「学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制」の 3 つとする。

3 医療機器の効率的な活用

(1) 医療機器の効率的な活用に係る協議の場の設置及び共同利用の方針

- ・既存の医療機器の効率的な活用を推進するため、二次保健医療圏ごとに協議の場を設け、医療設備・機器等の共同利用の方針及び具体的な共同利用計画について協議を行い、その結果を公表する。
- ・対象とする医療機器は以下のとおりとする。
 - ①CT・・・マルチスライス CT (64 列以上、16 列以上 64 列未満、16 列未満)、その他 CT
 - ②MRI・・・3 テスラ以上、1.5 テスラ以上 3 テスラ未満、1.5 テスラ未満
 - ③PET・・・PET、PETCT、PETMRI
 - ④放射線治療・・・ガンマナイフ、リニアック
 - ⑤マンモグラフィ
- ・医療機関が対象とする医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、協議の場において確認を行う。

※共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む。

(2) 共同利用計画の記載事項と実行性を確保するための取組

- ・記載事項・・・共同利用の相手方となる医療機関
共同利用の対象とする医療機器
保守、整備等の実施に関する方針
画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針 等
- ・医療設備・機器等の情報について、機器の購入を検討している医療機関が把握できるよう、共同利用可能な医療機器の配置状況及び利用状況を情報提供する。